

年金受給権者 受取機関変更届

(兼 年金生活者支援給付金 受取機関変更届)

- ◎ 黒インクのボールペンでご記入ください。
- ◎ 裏面の注意事項をご確認のうえ、ご記入ください。
- ◎ ◆ 印欄はご記入いただく必要はありません。

令和 年 月 日 提出

受付登録コード	
1	8 4 1 1
入力処理コード	
7	4 4 1 ◆
0	4 4 0 ◆

①個人番号(または基礎年金番号)		受給しているすべての年金の変更を希望する場合は下欄に✓してください。		変更する年金を指定する場合は以下に年金コードをご記入ください。		②生年月日		③出力要求	
基礎年金番号(10桁)で届出する場合は左詰めでご記入ください。		✓				年 月 日		◆ 1	
						明治 大正 昭和 平成 令和			

受給権者氏名		(フリガナ)		電話番号		③出力要求	
						◆ 1	

住所		④郵便番号		⑥(フリガナ)	

下欄に記載する変更後の受取機関が「公金受取口座」として登録済の場合は左欄に✓してください。 ※公金受取口座については裏面をご覧ください。

口座名義(カタカナでご記入ください)

金融機関またはゆうちょよ銀行の証明欄 貯蓄預金口座または貯蓄貯金口座への振込みはできません。

※ 請求者の氏名フリガナと口座名義人氏名フリガナが同じであることをご確認ください。

変更後の受取機関

⑦ 1 金融機関	(フリガナ) 金融機関名	⑧金融機関コード	⑩預金種別	⑪預金通帳の口座番号(左詰め)
		◆	1.普通 2.当座	
⑦ 2 ゆうちょ銀行	(フリガナ) 支店名	⑨支店コード		
		◆		

◎ 変更後の口座番号等をご記入のうえ、金融機関またはゆうちょよ銀行(郵便局)の証明を受けてください。

※ 通帳のコピー(金融機関名、支店名、口座名義人フリガナ、口座番号が記載された面)を添付される場合は公金受取口座を指定する場合、金融機関の証明は必要ありません。

⑪貯金通帳の口座番号	
記号(左詰めでご記入ください)	番号(右詰めでご記入ください)



ご注意

- ◎ 複数の年金受給権をお持ちの方は、この届書により複数の年金の受取機関を変更することができますので、変更する年金の年金コードをご記入ください。なお、受給しているすべての年金の変更を希望する場合はチェックボックスに✓をご記入ください。(共済組合等から共済年金を受けている方は、別途共済組合等に受取機関の変更の届出を行ってください。)
- ◎ 年金生活者支援給付金を受給している方が、現在受給している基礎年金の受取機関を変更した場合、年金生活者支援給付金の受取機関は基礎年金と同じ受取機関に変更されます。
- ◎ 受取機関の変更にはお時間がかかります(1カ月程度)。このため、変更後の受取機関への入金が確認できるまでの間は、念のため旧口座は解約しないようお願いします。
- ◎ 個人番号を記入した場合は、次の(1)または(2)を添付してください。なお、郵送で提出される場合は下記書類のコピーを添付してください。
 - (1) マイナンバーカード
 - (2) 以下の2種類の書類(㉗と㉘1種類ずつ)
 - ㉗ 個人番号が確認できる書類：個人番号が記載された住民票または通知カード(氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る)
 - ㉘ 身元確認ができる書類：運転免許証、旅券、身体障害者手帳、療育手帳、在留カード等

※身元確認ができる書類については、上記㉘以外にも添付可能な書類があります。ご不明な点等は年金事務所にお問い合わせください。

「公金受取口座」について(年金受取口座として公金受取口座を利用する場合)

- 公金受取口座登録制度とは
 - 公金受取口座登録制度とは、国民の皆さまが金融機関にお持ちの預貯金口座について、一人一口座、給付金等の受取のための口座とし、国(デジタル庁)に任意で登録していただく制度です。
 - 公金口座の登録、登録状況の確認や登録口座の変更、登録の抹消を行う場合は、マイポータルからお手続きください。詳しくは、デジタル庁ホームページの公金受取口座に関するページをご確認ください。
- 年金受取口座として公金受取口座を利用する場合の注意点
 - **公金受取口座の登録口座を変更しても、年金の受取口座は変更されません。**
 - 年金の受取口座を変更する場合には、公金受取口座の変更手続きとは別に「年金受給権者受取機関変更届」の提出が必要です。
 - また、公金受取口座での年金受取をやめ、別の口座を年金受取口座として指定する場合も「年金受給権者受取機関変更届」の提出が必要です。